

板橋区学校結核対策委員会設置要綱

(平成15年2月4日 板橋区教育長決定)

(目的)

第1条 板橋区学校結核対策委員会(以下「委員会」とする。)は、板橋区教育委員会が学校における結核対策を検討するにあたり、次に掲げる事項を行なうことにより、結核対策の専門的な役割を果たすことを目的とする。

- (1) 学校における結核に関する健康診断の実施状況及び結果を把握すること。
- (2) 精密検査対象児童・生徒の管理方針を検討すること(精密検査や経過観察の指示等に関する専門的検討)。
- (3) 患者発生時に関係機関と協力し、対策を検討すること。
- (4) 地域と連携し、学校の結核管理方針を検討すること。

(委員会の設置及び運営)

第2条 この委員会は、板橋区教育委員会が設置し、運営する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 板橋区保健所の代表
- (2) 結核の専門家
- (3) 学校医の代表
- (4) 医師会の代表
- (5) 学校長の代表
- (6) 護教諭代表
- (7) 教育委員会事務局の代表

2 委員長は、上記構成委員の互選により決する。

(委員長の職務及び職務代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないこととする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 学校において定期健康診断が実施される時期には、随時開催するものとし、その他の月については、必要に応じ開催する。

3 委員長は必要があるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(定足数及び表決)

第7条 委員会は、構成委員のうち、医師の資格を有する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、教育委員会学務課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、板橋区教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。